平成３０年（フ）第８３号
岡山市北区中山下２丁目３番40号シバタビル302号室
債務者　美野　竜紀
1　決定年月日時　平成30年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３５１号
横浜市鶴見区下末吉１丁目８番17―401号
債務者　川原木　匠
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３８８号
横浜市戸塚区平戸１丁目20番９号
債務者　宍戸　留美
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４０３号
横浜市港南区芹が谷４丁目29番１号　ホワイト・シャンポールＢ棟202号室
債務者　大崎　卓也
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４０５号
横浜市港北区日吉５丁目21番７号　日吉グリーンコーポ207号
債務者　村山　美香
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７４号
静岡市清水区巴町７番５号　コーポＳ３401
債務者　渡邊　里奈（旧姓牧野）
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６０号
東京都日野市新町１丁目13番地日野新町一丁目アパート８―307
債務者　鈴木　　隆
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３０２２号
神奈川県鎌倉市二階堂120番地　四ツ石荘101
債務者　千原はるみ
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３４９号
横浜市戸塚区戸塚町4536番地18　戸塚富士見丘ハイツＦ棟404号
債務者　和田　裕子
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３８２号
横浜市青葉区藤が丘２丁目10番地12　コーポ・ゆたかⅡ　102
債務者　社本芙美江
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３８３号
横浜市青葉区藤が丘２丁目10番地12　コーポ・ゆたかⅡ　102
債務者　社本　敏一
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４０４号
横浜市旭区川井本町104番地
債務者　佐藤　裕子
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３４３号
横浜市磯子区磯子３丁目６番１―228号
債務者　守澤　二郎
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４１５号
神奈川県藤沢市高倉547番地の41　ベイベリーコート・ユズ101
債務者　大串　未来
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月30日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３３号
栃木県那須塩原市下厚崎５番地542
債務者　ウエダ美栄子
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係